

# 第11編 下水道編

## 第1章 通 則

### 第1節 適 用

#### 1-1-1 適 用

1. 本編は、下水道工事に類する工種について適用するものとする。
2. 本編に特に定めのない事項については、本仕様書その他編の規定によるものとする。

## 第2章 調査

### 第1節 通則

#### 2-1-1 一般

調査については、2-2-1～2-2-4に定めるもののほか、必要に応じてその他の項目についても、適宜請負者において実施するものとする。

但し、大規模工事に伴う家屋等の調査については、第3節の調査によるものとする。

### 第2節 事前調査

#### 2-2-1 周辺構造物等

1. 工事周辺の家屋、工事及び各種施設については、少くとも工事現場に直接面する箇所は必ず事前に綿密な調査を行い、それにもとづき、それらの構築物に与える影響を最小限にとどめる措置を講じなければならない。
2. 影響を計数的に管理するため、必要に応じて、地盤又は構築物の沈下状況、水平移動、傾斜あるいは地下水位等の測定を行うものとする。
3. 事前に防護工を施す必要のある場合は、十分に計画を立て、入念に施行するとともに効果もあわせて追跡するものとする。

#### 2-2-2 地質調査

本工事に関する地質調査資料は、別途**設計図書**のほか別に貸与するが、更に詳細な資料を必要とする場合は、随時調査を行うものとする。

#### 2-2-3 地下埋設物等の調査

工事区間に存する地下埋設物、溝渠、橋梁等については、発注者が調査を行っているが、施行にあたっては請負者において更に詳細にこれを調査確認し、工事の安全を期さなければならない。

特に地下埋設物について、工事着手前に必ず地下埋設占用者と立会いを行い、埋設場所を相互確認のうえ工事に着手しなければならない。

#### 2-2-4 路床状況調査

1. シールド工事又は推進工事においては、原則として、着工前及び竣工前に路床状況調査を行わなければならない。
2. 調査方法及び機種については調査計画書を提出し、工事監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 着工前及び竣工前の調査結果を比較し、変化が認められた場合は、工事監督員と**協議**の上、適切な措置を講じなければならない。

### 第3節 大規模工事に伴う家屋等の事前・事後調査

#### 2-3-1 適用の範囲

調査にあたっては、「公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（建設省経整発第22号昭和61年4月1日建設事務次官

発) (以下「事務処理要領」という。)に準用し、実施するものとする。

### 2-3-2 調査区域

調査区域とは調査を行う区域であって、調査件数については**設計図書**によるものとするが、変更が生じたものについては工事監督員の**指示**によるものとする。

### 2-3-3 施行上の義務及び心得

調査の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. 調査で知り得た内容等を他に漏らしてはならない。
2. 調査が権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額積算の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
3. 権利者から要望、陳情等があった場合には、十分その意向を把握したうえで、速やかに工事監督員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
4. 調査中に、家屋等に損害を与えた場合は、請負者の負担により速やかに復旧等の措置を施すものとする。

### 2-3-4 業務報告等

調査の実施に先立ち、調査計画書等の作成を行い調査員立会のうえ工事監督員と**協議**し、**指示**を受けなければならない。この場合に、**協議**及び**指示**事項で、特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。

### 2-3-5 部分使用

1. 調査の実施期間中であっても、工事監督員が特に必要と認め成菓品の一部の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。
2. 提出した成菓品的について、工事監督員が審査を行うときは、調査員を立ち合わせなければならない。

### 2-3-6 業務従事者の資格

請負者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士の資格を有する第3者機関の者を調査責任者として選任しなければならない。

なお、事前に経歴書を**提出**し、工事監督員の**承諾**を得なければならない。

### 2-3-7 身分証明書の携帯

請負者は、調査責任者に前条の資格を明らかにする身分証明書を、調査に従事する者については身分証明書を携帯させなければならない。

なお、権利者等から請求のあった場合には、これらを提示しなければならない。

### 2-3-8 現地調査

調査の着手に先立ち、調査区域の現地調査を行い、地域の状況、土地及び建物等の状況を把握しなければならない。

### 2-3-9 立入り及び立会い

1. 調査のために権利者の占有する土地・建物等に立ち入ろうとする場合、あらかじめ、権利者及び居住者の同意を得なければならない。
2. 前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに工事監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。

3. 調査を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、常に調査責任者を含む2名以上で行うものとし、原則として権利者または、居住者の立会いを得なければならない。

#### **2-3-10 調査**

調査は、事務処理要領第2条第5号の建物等の配置及び現況（以下「事前調査」という。）と同第4条の損害等が生じた建物等の調査及び同第7条の費用の負担に係るもの（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。

#### **2-3-11 事前調査の一般事項**

事前調査の実施に当たって、調査区域内に存する建物等について、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行わなければならない。

1. 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係
2. 建物ごとに実測による間取り平面及び立面

この場合の計測の単位は、以下による

- (1) 建物等の大きさ・長さ・高さ等の計測を行うときの単位は、メートルとして小数点以下第2位（cm）までとする。この場合に、小数点以下第3位（mm）については四捨五入とする。ただし、排水管等で小数点以下第2位までの計測が困難なものは、この限りではない。
- (2) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ・幅・長さ等の計測は、原則としてミリメートルを単位とする。
3. 建物等の所在地並びに所有者の氏名及び住所  
現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。
4. その他調査書の作成に必要な事項

#### **2-3-12 事前調査の損傷調査**

1. 当該建物等の既損傷箇所の状態及び程度について、次の各号の調査を行わなければならない。
  - (1) 調査に当たっては、計測箇所をカラーフィルムにより写真撮影する。ただし、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、この限りではない。
  - (2) 写真は、必ず撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板と同時に撮影を行うものとする。
    - 1) 調査番号・建物番号及び建物所有者の氏名
    - 2) 損傷及び損傷の程度（計測）
    - 3) 撮影年月日・撮影番号及び撮影対象箇所
  - (3) 第2項以降にあって、計測の単位の定めてあるものについてはこれによるものとする。
  - (4) 調査は、原則として次の部位別に行う。
    - 1) 基礎
    - 2) 軸部
    - 3) 開口部
    - 4) 床
    - 5) 天井

- 6) 内 壁
- 7) 外 壁
- 8) 屋 根
- 9) 水廻り
- 10) 外 溝

2. 建物の全体又は一部については、次の調査を行わなければならない。

- (1) 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。また、地盤高の測定を1、2箇所程度について行い基準点を明記すること。

この場合に、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。

- (2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。
- (3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- (4) 計測の単位は、幅については1mm、長さについては1cmとする。

3. 軸部（柱及び敷居）については、次の調査を行うものとする。

- (1) 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。
- (2) 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1mの高さの点とする。
- (3) 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1m離れた点とする。
- (4) 計測の単位は、1mmとする。

4. 開口部（建具部）については、次の調査を行うものとする。

- (1) 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行なった後、主たる居室から一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測を行う。
- (2) 測定箇所は、柱又は窓枠と建付との隙間の最大値の点とする。
- (3) 建具の開閉がなめらかに行えないもの、又は、開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度の数量を調査する。
- (4) 計測の単位は、1mmとする。

5. 床については、次の調査を行うものとする。

- (1) えん甲板張り等の居室（タタミ敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
- (2) 床仕上げ材に、亀裂及び縁切れ又は剥離・破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅・長さ又は大きさ）を計測する。
- (3) 束又は大引・根太等と床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
- (4) 計測の単位は、幅については1mm、長さ及び大きさについては1cmとする。

6. 天井については、内壁の調査に準じて行うものとする。

7. 内壁のちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）については、次の調査を行うものとする。

- (1) 居室ごとに発生箇所数の調査を行なった後、主たる居室から一室につき1箇所、全体で6箇所程度の計測を行う。

- (2) 計測の単位は、幅について1mmとする。
8. 内壁の亀裂については、次の調査を行うものとする。
- (1) 原則として、すべての亀裂の計測を行う。
- (2) 計測の単位は、幅について1mm、長さについて1cmとする。
- (3) 亀裂が一壁面に多数発生している場合には、その状態をスケッチするとともに壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。
9. 外壁については、次の調査を行うものとする。
- (1) 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
- (2) 計測の単位は、幅については1mm、長さについては1cmとする。
10. 屋根（庇・雨樋を含む）については、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。
- (1) 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
- (2) 計測の単位は、原則として1cmとする。ただし、亀裂等の幅については1mmとする。
11. 水廻り（浴槽・台所・洗面所等）については、次の調査を行うものとする。
- (1) 浴槽・台所・洗面所等の床・腰・壁面のタイル張りに、亀裂・剥離・目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。
- (2) 給水・排水等の配管に絡み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。
12. 外溝（テラス・コンクリート叩・ベランダ・犬走り・井戸・池・地下タンク・浄化槽・門柱・堀・擁壁等の野外工作物）については、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合、必要に応じ当該工作物の平面図・立面図等を作成し、損傷箇所・状況等を記載する。

### 2-3-13 事前調査等の作成

事前調査を行なったときは、次の各号の事前調査及び図面を作成しなければならない。

1. 調査区域位置図
2. 調査区域平面図
3. 建物等調査一覧表
4. 家屋等事前調査票
5. 建物等調査書（平面図・立面図等）
6. 変状箇所報告書
  - ・ 損傷調査書
  - ・ 沈下測定位置図
  - ・ 地盤沈下測定表
  - ・ 建物沈下測定表
7. 写真集

### 2-3-14 事前調査及び図面

前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成しなければならない。

1. 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示すること。
2. 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単

位ごとに、次により作成するものとする。

- (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
3. 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとで、調査を実施した建物等について調査番号・建物番号の順に建物等の所在地・所有者及び建物等の概要等必要な事項を記入する。  
なお、建物番号については、同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合にのみ付すものとする。
4. 建物等調査図(平面図・立面図等)は、2-3-11及び2-3-12の結果に基づき、建物等ごとに次により作成するものとする。  
この場合、建物所有者が2棟以上の建物等を所有しているときも同様とする。
  - (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
  - (2) 建物立面図は、原則として、縮尺100分の1で、四面(東西南北)作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
  - (3) その他調査図(基礎伏図、屋根伏図及び展開図)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成するものとし、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。  
ただし、写真撮影が困難又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認められたものについては、その他の調査図を作成する。
  - (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
5. 損傷調査書は、2-3-11、2-3-12の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名・建物の概要・名称(室名・損傷の状況を記載して作成)するものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名(亀裂・沈下・傾斜等)及び程度(幅・長さ及び箇所数)を記載する。この場合、建物等所有者が2棟以上の建物等を所有しているときも同様とする。
6. 写真は、カラー写真とし現地撮影したものを、次の各号の記載を行なったうえでファイルを行う。
  - (1) 撮影番号(事前・事後)
  - (2) 撮影箇所
  - (3) 損傷名

### **2-3-15 事後調査の一般事項**

事後調査の実施に当たり、前条の事前調査の結果に基づき、変更が生じているか否かの調査を行わなければならない。

### **2-3-16 事後調査の損傷調査**

事後調査の実施に当たっては、事前調査を行なった損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を前条の定めるところにより調査を行わなければならない。

### **2-3-17 事後調査書等の作成**

事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に、建物等の概要・損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、2-3-14の各号の調査書及び図面を作

成しなければならない。

### 2-3-18 費用負担要否の決定

事前調査及び事後調査の結果を比較検討し、従前（事前調査時点）の損傷が拡大したものの又は新たな損傷が発生している場合、地盤変動等の原因の調査を行い、工事との因果関係について、調査結果を**報告**するものとする。

### 2-3-19 費用負担額の積算

前条の検討の結果、費用負担の必要があると認められ、別途指示を受けたものについて事務処理要領第7条（費用の負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の積算を行わなければならない。

### 2-3-20 成果品

1. 調査の成果品として、調書原始・図面原図・ネガフィルム等の原紙類の原稿をまとめこの他に、原則として成果品3部を次の各号によって作成し、このうち2部を提出しなければならない。この場合、用紙の大きさはA4版とし、図面等の原図には請負者名を記載し、調査員の押印を行うものとする。
  - (1) 原稿は、調査原紙・図面原図・ネガフィルム等の原紙類をまとめ、権利者毎にファイルし表紙に所在地権利者名を記載する。
  - (2) 成果品のうち1部は前号と同様に作成する。この場合の写真は、カラー写真とする。
  - (3) 成果品のうち他の2部は、権利者10名ないし15名を単位として着色紙を挿入し索引とし、容易に取りはずすことが可能な方法により編綴し、表紙に年度・調査件名・箇所（地区）名・業務の名称及び請負者名を記載する。この場合の写真は、前号と同様とする。
  - (4) 権利者毎に、確認印を必ず取り、これを成果品とともに**提出**するものとする。
2. 請負者は、前1項の成果品の作成に当たり使用した野帳等の原簿をかし担保の期限まで保管し、工事監督員が必要と認め**提出**を求めたときは、これらを**提出**しなければならない。

## 第3章 仮設工

### 第1節 排水工

#### 3-1-1 一般

1. 排水設備は湧水量を十分に排水できる能力を有するとともに、不測の出水等に対して、予備機を準備しておかなければならない。
2. 掘削中における湧水及び雨水は、掘削面に滞留しないよう十分水替を行わなければならない。
3. 排水は、いったん沈砂槽等に貯留させてから関係機関と協議の上、最寄りの水路等へ放流するものとする。もし、沈砂不十分のため、それらの流れを阻害させた場合は、請負者の負担においてその浚渫を行うものとする。
4. 掘削完了後、適宜排水溝を設けて、掘削敷における排水を良好にしなければならない。
5. 掘削内への湧水、又は雨水の侵入を防ぐため、又は法面を保護するため、あるいは土留材の裏側にしみ込んで周囲の地盤をゆるめることのないようにするため、必要に応じて法肩又は犬走り等に排水溝を設けるものとする。
6. 掘削（特に推進工、シールド工）においては、調査資料にもとづき止水工法等を実施し、なお不意の湧水、泥土の流出に対しても安全対策を充分考慮した施工計画をたてなければならない。
7. 工事施工中の排水は完全に行い、水中では管保護コンクリート工、モルタル工、管の接合あるいはコンクリート工等を施工してはならない。

#### 3-1-2 ウェルポイント

1. ウェルポイント排水工は、あらかじめ地下水位を低下させて地盤の安定をはかり、かつ掘削又は各種基礎工等を地盤乾燥状態で行うことを目的とするものである。
2. 請負者は、工事着手前、排水工にかかる各種調査を行ったうえウェルポイント施工計画書を工事監督員に**提出**して、その**承諾**を受けなければならない。
3. ウェルポイントの各種設備は、十分にその機能を発揮する良質のものであること。万一、能力の不十分を認めた場合はただちにとりかえるものとする。
4. ウェルポイントの打込みに際しては、その周囲に径が13～25cm程度のサンドフィルターを連続して形成せしめるよう、必ず、カッター又は十分なウォータージェットを使用しなければならない。  
又、サンドフィルターの上端には適宜粘土等を充てんして気密にしておくものとする。
5. ウォータージェットに使用する清水は請負者において選定し、適宜、吸、排水設備を設けるものとする。
6. 地質が当初計画よりも排水困難な場合は、それに応じてウェルポイントの増設を行うものとする。
7. ウェルポイントポンプは原則として24時間連続運転とし、常に設備及び運転状態を監視し、ヘッダーパイプの末端において550hPa以上の真空度を保持するものとする。なお、停電又は事故時においても運転を中止することのないよう、適宜予備動力等を準備しておく

ものとする。

8. ウェルポイント排水工による効果を調査するために適当な位置に観測井を設けるものとする。又、地下水位は毎日測定し、その結果を運転日報により報告するものとする。
9. 排水工に伴う近接構造物等の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分行わなければならない。万一これらに変動が見られた場合には、すみやかに工事監督員に連絡すると共にその原因究明に当たり適切な処置を施さなければならない。
10. 請負者はウェルポイント排水工とは別に、非常の場合に備えて、応急排水ポンプを準備しておかなければならない。

### 3-1-3 ディープウエル

1. 揚水井及び観測井の位置決定については、工事監督員と**協議**し、他工事との関連についても充分配慮しなければならない。
2. 穿孔に際しては充分注意して垂直に掘進し、揚水ポンプの設置、その他に支障をきたすような傾斜を生じてはならない。  
特に傾斜の著しいものについては、工事監督員の**指示**に従って掘削しなおすものとする。
3. ケーシングパイプの継足し部は、正しく溶接し、揚水ポンプの設置に支障をきたすようなたな違い等を生じないように充分注意するものとする。
4. 揚水井並びに観測井のストレーナーは、たんざく型スリットとし、型板等を用い入念に加工しなければならない。
5. ストレーナー加工に際しては、加工図を提出し、工事監督員の**承諾**を得なければならない。
6. 揚水井ストレーナー部分の外圍にはスクリーン材として細砂利を充てんとともにスクリーン材充てん後、残った空隙には土砂を充てんするものとする。
7. 揚水状況を常に把握し、近接構造物等の変動、水位、水質等については絶えず観測を続けるものとする。万一これらに変動が見られた場合には、速やかに工事監督員に連絡するとともに、その原因究明に当り、適切な処置を施さなければならない。

## 第2節 薬液注工

### 3-2-1 一般事項

薬液注工法を施工する場合は、本仕様書によるほか「薬液注工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省事務次官通達昭和49年7月10日付）、「薬液注工法の管理について」、「薬液注入の管理に関する通達の運用について」（建設省官技発第157、158号 昭和52年4月21日）及び「薬液注工事に係る施工管理等について」（建設省技調発第188号の1 平成2年9月18日）に基づき施工するものとする。

また、施工に先立ち**設計図書**にもとづく「薬液注入施工計画書」を提出し、工事監督員の**承諾**を得なければならない。

### 3-2-2 配合

配合については工事監督員と充分**協議**のうえ決定しなければならない。

### 3-2-3 施工計画

地山の土質条件を考慮し、所期の目的にかなう、注入材、注入方法、注入範囲等を検討し、次の項目よりなる「薬液注工施工計画書」を作成し提出しなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 注入材料の標準配合成分表
- (3) 使用機器
- (4) 注入範囲の計算書、図面、使用量
- (5) 注入施工法及び施工管理計画
- (6) 地下水質観測井の位置・水質監視計画
- (7) その他工事監督員が指示する図書及び資料

### 3-2-4 注入施工法及び施工管理

1. 薬液注入工の施工に当たっては、薬液注入工法の安全な使用に関し、十分な技術知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書を提出するものとする。  
(材料搬入時の管理)
2. 水ガラスの品質については以下によること。
  - イ. 工事着手及び1ヶ月毎に、JIS K 1408に規定する項目を示す、メーカーによる証明書の写しを工事監督員に**提出**するとともに、工事完了時には、証明書原本をまとめて**提出**すること。
  - ロ. 水ガラスの入荷時には、搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる数量証明書の写しをその都度、工事監督員に**提出**するとともに、工事完了時には、証明書原本をまとめて**提出**すること。
3. 硬化材等については、入荷時に搬入状況の写真を撮影すると共に、搬入伝票の写しをその都度工事監督員に提出するとともに、工事完了時に証明書原本をまとめて提出すること。
4. 材料の空袋は工事監督員の**指示**がある場合を除き紛失しないように厳重に保管しなければならない。  
(注入時の管理)
5. チャート紙は、発注者の検印のあるものを用い、これに施工管理担当者が日々作業開始前に、サイン及び日付を記入し、原則として切断せず1ロール使用毎に工事監督員に**提出**するものとする。
6. 注入工事の際は、削孔及び注入深度について、適宜、工事監督員の立会い、検尺を受けなければならない。
7. 大規模注入工事（注入量500kℓ以上）においては、プラントのタンクからミキサーまでの間に流量積算計を設置し、水ガラスの日使用量等を管理しなければならない。
8. 適正な配合とするため、ゲルタイム（硬化時間）及びA液（配合後の水ガラス）の比重を、原則として作業開始前、午前中、午後の作業中の各1回以上測定しなければならない。
9. 注入ステップは確実にいき、ステップ毎の注入量も適切に行うこと。
10. 注入材タンクは原則として、目盛り付のものを使用するものとする。
11. 注入ポンプは圧力計及び変圧装置を備えたものを使用するものとする。
12. 注入工は注入に先立ち、深度、孔角度を測定しなければならない。
13. 各注入ロッド及びパイプ毎の注入圧、注入時間の自己記録を原則として切断せず1ロール使用毎に提出するとともに、注入管理図（TPQ曲線）を提出するものとする。
14. 施工中PHについては毎日1回、CODについては必要に応じて水質検査を実施しなければならない。

15. 排水基準に従い、基準値を上回ることはないよう、希釈、中和のうえ排出するものとする。
16. 施工後生じた残材は必ずメーカーに返納させるものとする。
17. 注入時における周辺環境のパトロールを行い、異常、変化等を常時監視しなければならない。
18. 家屋に近接して作業を行うときは地盤隆起等生じさせないように慎重に施工しなければならない。

(注入の管理)

19. 施工計画書に記載された注入量を目標として注入するものとする。注入に当たっては、注入量－注入圧の状況及び施工時の周辺状況を常時監視して、以下の場合に留意しつつ、適切に注入しなければならない。
  - (1) 次の場合には直ちに注入を中止し、工事監督員と協議の上、必要な調査（空隙調査、埋設物調査、周辺構造物の調査等）を行い適切な処置を講じなければならない。
    - イ. 注入速度（吐出量）を一定のままで圧力が急上昇又は急低下する場合
    - ロ. 周辺地盤等の異常の予兆がみられるとき
  - (2) 次の場合は、工事監督員と**協議**の上必要な注入量を追加する等適切な処置を行うものとする。
    - イ. 掘削時、湧水が発生する等止水効果が不十分で、施工に影響を及ぼす恐れがある場合。
    - ロ. 地盤条件が当初の想定と異なり、施工計画書の注入では地盤強化が不十分で施工に影響を及ぼす恐れがある場合。

(注入効果の確認)

20. 請負者は、試験注入及び本注入後において、規模、目的を考慮し必要に応じて適切な手法により効果を確認しなければならない。

(その他)

21. 電気系統、アース、クラッチ、バルブ、チャック、ピース等の器材は常時点検を行うものとする。
22. 材料の保守管理点検は、常時行うものとする。

### 3-2-5 地下水等の水質の監視

監視の結果、水質の測定値が水準基準に適合していない場合、又は、そのおそれのある場合には、直ちに工事を中止し、必要な処置をとらなければならない。

### 3-2-6 事前及び事後調査

1. 事前調査については次の項目について行う。
  - イ) 注入地点から約100m以内（別途工事監督員の指示による）の井戸の位置及び構造・利用者・利用目的等及び公共用水域等の調査
  - ロ) 土質調査
  - ハ) 埋設物調査
2. 事後調査  
水質検査は施工後2週間経過迄工事監督員の**指示**する回数を実施しなければならない。なお、上記の水質検査については工事監督員の**指示**する項目について実施しなければならない。

# 第12編 港 湾 編

## 第 1 章 航路、泊地、船だまり

### 第 1 節 適 用

1. 本章は、港湾工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 4 編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第 2 節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第 3 節 浚渫工

#### 1-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 1-3-2 ポンプ浚渫工

##### 1. ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第 4 編 3-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。

##### 2. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第 4 編 3-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

#### 1-3-3 グラブ浚渫工

##### 1. グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第 4 編 3-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

##### 2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第 4 編 3-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

#### 1-3-4 硬土盤浚渫工

##### 1. 硬土盤浚渫

硬土盤浚渫の施工については、第 4 編 3-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。

##### 2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第 4 編 3-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

### 1-3-5 岩盤浚渫工

#### 1. 砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第4編3-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。

#### 2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編3-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

### 1-3-6 バックホウ浚渫工

#### 1. バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第4編3-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。

#### 2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編3-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

## 第4節 土捨工

土捨工の施工については、第4編第3章第4節土捨工の規定によるものとする。

## 第5節 埋立工

### 1-5-1 一般事項

1. 本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
3. 請負者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

### 1-5-2 余水吐工

#### 1. 余水吐

- (1) 余水吐の位置及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 請負者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

### 1-5-3 固化工

固化工の施工については第4編3-3-8固化工の規定によるものとする。

### 1-5-4 埋立工

#### 1. ポンプ土取

- (1) ポンプ土取の施工については、第4編3-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに工事監督員に**通知**し、**設計図書**に関して工事監督員と**協議**しなければならない。

#### 2. グラブ土取

- (1) グラブ土取の施工については、第4編3-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある

場合及び生じた場合、直ちに工事監督員に**通知**し、**設計図書**に関して工事監督員と**協議**しなければならない。

### 3. ガット土取

(1) ガット土取の施工については、第4編3-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

(2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに工事監督員に**通知**し、**設計図書**に関して工事監督員と**協議**しなければならない。

### 1-5-5 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第4編3-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

### 1-5-6 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第4編3-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

### 1-5-7 揚土埋立工

#### 1. バージアンローダー揚土

バージアンローダー揚土の施工については、第4編3-3-2、8. バージアンローダー揚土の規定によるものとする。

#### 2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第4編3-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

#### 3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第4編3-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

#### 4. バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第4編3-3-2、11. バックホウ揚土を適用するものとする。

### 1-5-8 埋立土工

#### 1. 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第4編3-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

#### 2. 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第4編3-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

## 第2章 防波堤、防砂堤、導流堤

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本體工（ケーソン式）、本體工（ブロック式）、本體工（場所打式）、本體工（捨石・捨ブロック式）、本體工（鋼矢板式）、本體工（コンクリート矢板式）、本體工（鋼杭式）、本體工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本體工（ケーソン式）

本體工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本體工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

### 第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

### 第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

### 第9節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節本體工（鋼矢板式）の規

定によるものとする。

#### **第10節 本体工（コンクリート矢板式）**

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第3章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

#### **第11節 本体工（鋼杭式）**

本体工（鋼杭式）の施工については、第4編第3章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

#### **第12節 本体工（コンクリート杭式）**

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第3章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

#### **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

#### **第14節 上部工**

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

#### **第15節 消波工**

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定によるものとする。

#### **第16節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

#### **第17節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

#### **第18節 雑工**

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

# 第3章 防 潮 堤

## 第1節 適 用

1. 本章は、港湾工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

## 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

## 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

## 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

## 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

## 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

## 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

## 第8節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## 第9節 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第3章第12節本体工（コン

クリート矢板式)の規定によるものとする。

#### **第10節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

#### **第11節 上部工**

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

#### **第12節 消波工**

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定によるものとする。

#### **第13節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

#### **第14節 土工**

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。

#### **第15節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第3章第22節舗装工の規定によるものとする。

#### **第16節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

#### **第17節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

#### **第18節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第3章第25節仮設工の規定によるものとする。

#### **第19節 雑工**

雑工の施工については第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第4章 護岸、岸壁、物揚場

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

### 第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

## **第9節 本土工（鋼矢板式）**

本土工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節本土工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## **第10節 本土工（コンクリート矢板式）**

本土工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第3章第12節本土工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

## **第11節 本土工（鋼杭式）**

本土工（鋼杭式）の施工については、第4編第3章第13節本土工（鋼杭式）の規定によるものとする。

## **第12節 本土工（コンクリート杭式）**

本土工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第3章第14節本土工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

## **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第14節 上部工**

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第15節 付属工**

付属工の施工については、第4編第3章第17節付属工の規定によるものとする。

## **第16節 消波工**

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第17節 裏込・裏埋工**

裏込・裏埋工の施工については、第4編第3章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

## **第18節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

## **第19節 土工**

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。

## **第20節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第3章第22節舗装工の規定によるものとする。

### **第21節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

### **第22節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

### **第23節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第3章第25節仮設工の規定によるものとする。

### **第24節 雑工**

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第5章 棧橋、係船杭

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第4編第3章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第3章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

### 第6節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

### 第7節 付属工

付属工の施工については、第4編第3章第17節付属工の規定によるものとする。

### 第8節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第3章第22節舗装工の規定によるものとする。

### 第9節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第10節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第11節 雑工**

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第6章 臨港道路

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（臨港道路）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 土工

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。

### 第4節 道路舗装工

#### 6-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 6-4-2 路床工

路床工の施工については、第4編3-3-18路床工の規定によるものとする。

#### 6-4-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第4編3-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### 6-4-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第4編3-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 6-4-5 道路付属工

##### 1. 縁石

(1) 縁石は、清掃した基礎の上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。

(2) 目地間隙は、1.0cm以下としなければならない。

##### 2. 区画線及び道路標示

標示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。

##### 3. 道路標識

(1) 設置位置は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

##### 4. 防護柵

請負者は、防護柵を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、**設計図書**に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。

## **第5節 緑地工**

### **6-5-1 一般事項**

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **6-5-2 植生工**

植生工の施工については、第4編3-3-21植生工の規定によるものとする。

# 第13編 港湾海岸編

## 第1章 堤防、防潮堤、護岸

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

## **第8節 本土工（鋼矢板式）**

本土工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節本土工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## **第9節 本土工（コンクリート矢板式）**

本土工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第3章第12節本土工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

## **第10節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第11節 上部工**

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第12節 消波工**

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第13節 裏込・裏埋工**

裏込・裏埋工の施工については、第4編第3章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

## **第14節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

## **第15節 土工**

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。

## **第16節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第3章第22節舗装工の規定によるものとする。

## **第17節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第18節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第19節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第3章第25節仮設工の規定によるものとする。

## 第20節 雑工

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第2章 突 堤

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

### 第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

## **第9節 本體工（鋼矢板式）**

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## **第10節 本體工（コンクリート矢板式）**

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第3章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

## **第11節 本體工（鋼杭式）**

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第3章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

## **第12節 本體工（コンクリート杭式）**

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第3章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

## **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第14節 上部工**

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第15節 消波工**

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第16節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

## **第17節 土工**

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。

## **第18節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第3章第22節舗装工の規定によるものとする。

## **第19節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第20節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第 21 節 仮設工**

仮設工の施工については、第 4 編第 3 章第 25 節仮設工の規定によるものとする。

## **第 22 節 雑工**

雑工の施工については、第 4 編第 3 章第 26 節雑工の規定によるものとする。

## 第3章 離岸堤

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

### 第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

### 第9節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定によるもの

とする。

#### **第10節 上部工**

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定によるものとする。

#### **第11節 消波工**

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定によるものとする。

#### **第12節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## 第4章 樋門・水(閘)門

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（樋門・水(閘)門）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第3章第17節付属工の規定によるものとする。

### 第6節 土工

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。

### 第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定によるものとする。

### 第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

### 第9節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第25節仮設工の規定によるものとする。

## 第10節 雑工

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第5章 養 浜

### 第1節 適 用

1. 本章は、港湾海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 土捨工

土捨工の施工については、第4編第3章第4節土捨工の規定によるものとする

### 第4節 土 工

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定によるものとする。